

令和4年度奈良県立青翔中学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症罹患等対象追検査実施要項

令和4年度奈良県立青翔中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症罹患等対象追検査（以下「新型コロナウイルス対応の追検査」といいます。）については、この要項に基づいて実施します。

1 新型コロナウイルス対応の追検査の対象者（別紙参照）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日までに完治せず、検査を欠席した者の中で、新型コロナウイルス対応の追検査を希望する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となり、検査当日までに医師の診断等がまだ出ておらず、検査を欠席した者の中で、新型コロナウイルス対応の追検査を希望する者
- (3) 検査当日、原因不明の発熱や咳などの体調不良により検査開始までに受検できない旨を申し出て、検査を欠席した者の中で、新型コロナウイルス感染症の罹患が後刻判明し、新型コロナウイルス対応の追検査を希望する者

2 検査日の設定

青翔中学校は、小学校から完治等の連絡を受ければ速やかに、新型コロナウイルス対応の追検査の実施日時を定め、小学校に連絡します。

3 受検手続

- (1) 新型コロナウイルス対応の追検査を希望する者の保護者は、検査当日に青翔中学校長にその旨を申し出るとともに、2月1日（火）午前9時から正午までに、新型コロナウイルス感染症罹患等対象追検査申請書（様式5）を、青翔中学校に提出してください。ただし、1新型コロナウイルス対応の追検査の対象者の(3)に該当する者は、期日を過ぎても提出ができません。
- (2) 新型コロナウイルス対応の追検査対象者は、新型コロナウイルス感染症の完治の診断があった場合、速やかに在籍する小学校に電話により報告してください。報告を受けた小学校長は、青翔中学校に速やかに電話により報告してください。
- (3) 新型コロナウイルス対応の追検査対象者は、小学校長の承認を得て新型コロナウイルス感染症罹患等対象追検査受検願（様式6）を、青翔中学校に、持参又は郵送（提出期間内必着）にて提出してください。提出期間は、新型コロナウイルス対応の追検査の検査前日の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）とします。郵送の場合は、郵送と同時に電話で、青翔中学校に連絡してください。

4 検査

- (1) 検査は、指定の日時に、青翔中学校で実施します。
- (2) 検査は、適性検査1～3に準ずる内容の学校独自検査（口頭試問）を実施します。
- (3) 1検査あたりの検査時間は10～15分とします。
- (4) 解答は口頭によりますが、検査によっては、黒板やホワイトボード等を使用する場合があります。

5 入学者の選抜

- (1) 青翔中学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 募集人員を超えて合格者を決定することができます。

(3) 合否の判定については、次の資料Ⅰ、資料Ⅱに基づいて総合的に行ってください。

資料Ⅰ： 学校独自検査成績

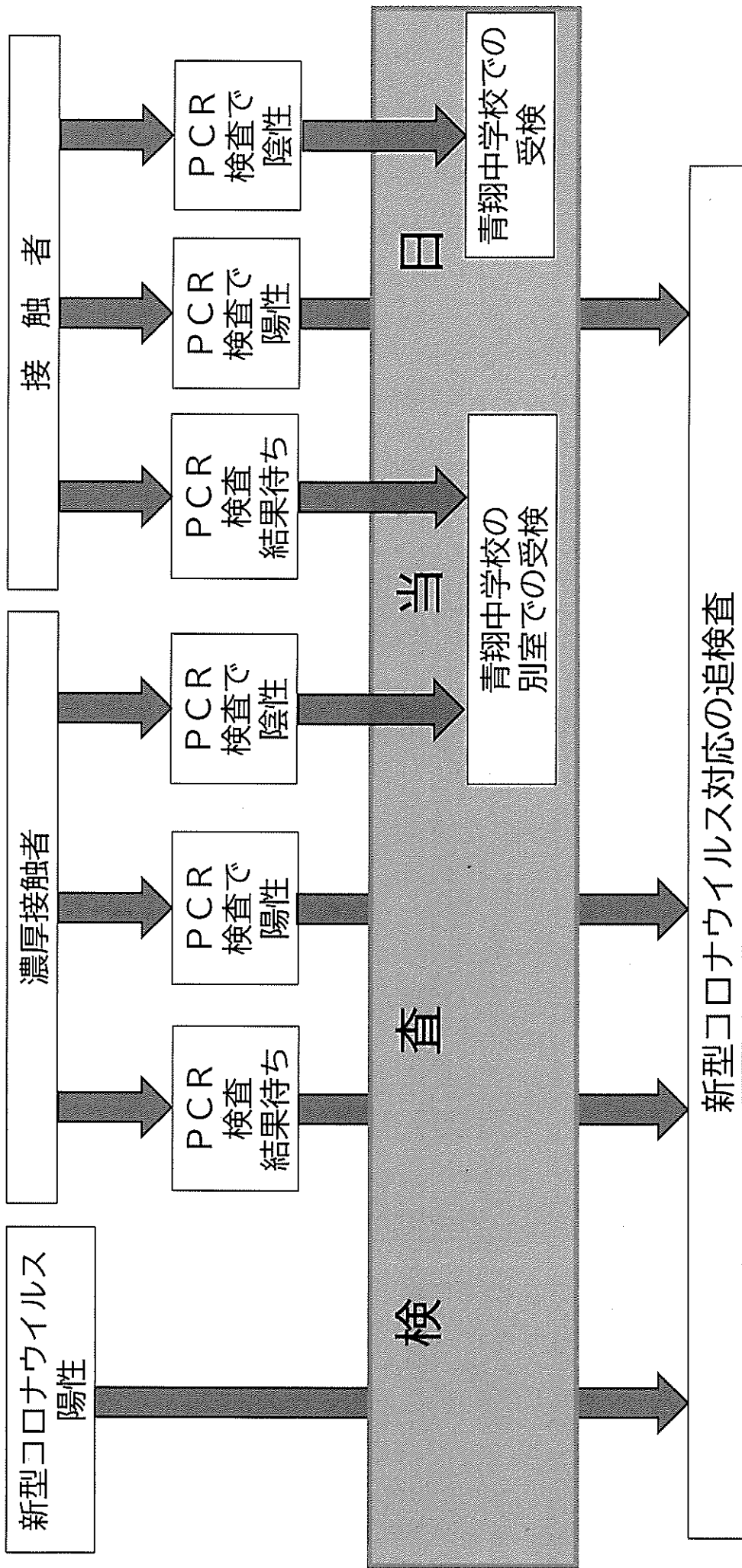
資料Ⅱ： 調査書

6 合格発表

検査当日に、青翔中学校から小学校に電話により連絡します。

7 その他

小学校長は、新型コロナウイルス対応の追検査受検願（様式6）の提出者で、検査当日欠席者があるときは、青翔中学校に連絡をとり、速やかに欠席届（様式4）を提出してください。



※ 検査前日に濃厚接触者が特定できない場合は、市町村教育委員会等と県教育委員会等で別途協議する。
 ただし、検査前日の内に濃厚接触者が特定でき、上図に示す対応が可能な場合は、図示のとおり受検とする。

新型コロナウイルス感染症罹患等対象追検査
申請書

奈良県立青翔中学校長 殿

受 検 番 号

出 願 者 氏 名 ふりがな

保 護 者 氏 名

㊦

上記の者は、以下の理由により受検できませんでしたので、新型コロナウイルス
対応の追検査の適用を申請します。

申請する理由 (次のア、イのいずれかに○を付けてください。)

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した

イ 濃厚接触者となった

年 月 日

学校名

校長氏名

印

新型コロナウイルス感染症罹患者等対象追検査
受 検 願

奈良県立青翔中学校長 殿

受 検 番 号

出 願 者 ^{ふりがな}氏 名

保 護 者 氏 名

⑩

緊 急 連 絡 先
電 話 番 号

(— —)

上記の記載事項に誤りはありません。

年 月 日

学校名

校長氏名

印

電 話 番 号

(— —)

新型コロナウイルス感染症にかかると 県立高等学校等における今後の対応について

令和4年1月13日
奈良県教育委員会

昨年の年末以降、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあります。また、県内でも確認されているオミクロン株の感染力の強さも懸念されています。これらの状況を踏まえ、県立高等学校等において、基本的な感染防止を図りながら、教育活動を維持するため、次のような対応を行います。

(1) 基本的な感染防止策の継続

3つの感染経路（エアロゾル、飛沫、接触）を遮断するために、①マスクを正しく着用、②換気、③消毒、④2 m以上の距離の確保を徹底します。

(2) ハイフレックス型の授業の実施

一部の生徒に対し、感染者の濃厚接触者に特定されるなどにより出席停止の措置を行っている場合、これらの生徒が自宅等でオンラインによる授業を受けることができるようハイフレックス型の授業（※）を実施します。

※ハイフレックス (HyFlex: Hybrid-Flexible) 型の授業

…同じ内容の授業を対面でもオンラインでも受けることができる授業

(3) 卒業式等での対応

県立学校の卒業式について、

- ・ 参加する児童生徒は卒業生のみ
 - ・ 参加する保護者は、原則、同居の親族1名のみ
- とすることとし、その他、基本的な感染防止対策や式典の内容の精選による時間短縮などを実施します。

※参加できない保護者等のため、卒業式の後のホームルーム等のオンライン中継を検討します。

(4) 部活動の県外活動の自粛

感染拡大防止のため、部活動は、1月15日（土）から、当面の間、県外での活動及び県外学校との交流は行わないものとしめます。

なお、週休日の部活動については、複数の顧問で対応することとします。

(5) 修学旅行の延期

本年度中に予定されている修学旅行は、延期することとします。

(6) 県立青翔中学校入学者選抜について

令和4年1月29日（土）に実施される県立青翔中学校入学者選抜における適性検査について、高等学校入学者選抜に準じて、「新型コロナウイルス感染症罹患患者等対象追検査」を実施します。

※詳細は別紙「令和4年度奈良県立青翔中学校入学者選抜新型コロナウイルス感染症罹患患者等対象追検査実施要項」を参照